

葉室定嗣小伝

小森 正明

はじめに

葉室定嗣は、鎌倉中期の公卿で、後嵯峨院政時代に院の執権や伝奏・評定衆を務めた上皇の信任厚い実務官人のひとりである。定嗣の父葉室光親は、後鳥羽上皇に仕えた人物として知られるが、承久の乱に際して北条義時追討の院宣を奉じたところから、乱後幕府方に捕えられ斬首された。また、定嗣の兄光俊は、父に連座し筑紫に配流となったがやがて赦され、実務官人として活躍した。しかしのち出家し真観と名乗り、鎌倉中期歌壇で重きをなした。定嗣の前半生は、父光親の件により不遇であったが、やがて実務官人としての能力を発揮し、後嵯峨院政の運営に大きく関わっている。また、晩年の出家は『古今著聞集』にも取り上げられるなど世評高き人物であった。定嗣は、『葉黄記』（葉禪記あるいは定嗣公記ともいう）と称する日記を残しており、自筆本は現在伝わっていないが南北朝期書写の十五巻が伏見宮に伝来し、現在は図書寮文庫に所蔵されている⁽¹⁾。

小稿は、鎌倉中期の朝幕関係や後嵯峨院政を正面に据えて論ずることを目

的とするものではなく⁽²⁾、当時の宮廷にあった一中級貴族の生涯を、その日記などをもとに辿ろうとするささやかな試みであり、小伝たる所以である。

一 誕生と出自

定嗣は、鎌倉初期の承元二年（一二〇八）、正二位権中納言葉室光親の二男として誕生した。母は、入道参議藤原定経の娘である。幼名は未詳。初名は光嗣、のちに高嗣となり、また定嗣と改名した。安井久善の推定によれば、十歳頃までが光嗣で、三十四歳頃までが高嗣、そして参議以降出家にいたるまでが定嗣であったとされる⁽³⁾。以下、特に必要な場合を除き、定嗣に統一し記述する。生年については『尊卑分脈』⁽⁴⁾に「建長二・八・十五 出家定然、四十一 文永九・六・廿六薨、六十四」とあるが、『古今著聞集』巻第十五の「葉室定嗣出家の時宿執に催されて詩歌を作る事」⁽⁵⁾には「建長第二年、余齡四十三」とみえ、建長二年の時点で二歳の差がある。ここでは『古今著聞集』の建長二年、四十三歳説をとり、生年を承元二年とする。後述するように『尊卑分脈』の記事中没年も、六十五歳の誤りと考えられる。

定嗣が生をうけた葉室家は、藤原北家勸修寺家流の内大臣藤原高藤の流れに属し、参議藤原為房の二男権中納言顕隆を祖とする家である。内大臣藤原高藤は、藤原北家の嫡流左大臣冬嗣の孫にあたり、また醍醐天皇の外祖父として内大臣まで昇った。高藤の娘は、宇多天皇の女御となり、その皇子敦仁親王の即位（醍醐天皇）により天皇の外祖父となった。このことが、この一流の地位を決定づけたのである。そしてその一門が勸修寺一門と称されるに至り、氏長者を中心に門流的な結合を遂げるところとなった。その高藤から数えて八代にあたる為房は、正五位下にして一門の氏長者となっているが、この頃になるとこの一門には蔵人五位、十人を数えるところとなっている。

また、弁官を経歴するものが多く、この一門において蔵人・弁官などの頭要の職に就く人々を輩出した。則ち、蔵人・弁官等は、朝廷内で実務能力を必要とする有能な実務官人家の職掌である。

こうした一門の傾向が、高藤以来為房に至る一六〇年余の間に形成され、この一門の大きな特色となったのである。為房は、延久五年（一〇七三）従五位下となって以降、遠江守・加賀守などの国司を歴任する一方、蔵人・弁官等を経て康和四年（一一〇二）白河上皇の院别当となり、鳥羽天皇が即位すると蔵人頭に就任。天永二年（一一一一）参議となり公卿入りを果たしている。この為房の二男顕隆は、延久四年（一〇七二）誕生し、寛治二年（一〇八八）従五位下に叙されて以降、若狭守・右衛門権佐・右少弁・左少弁・右中弁などを歴任。嘉承二年（一一〇七）には弁・蔵人・衛門佐の三つの官職を兼ねる三事兼帯となった。三事兼帯は、その能力の高さを表す指標である。その後、内蔵頭・左中弁・近江守を経て保安元年（一一二〇）、右大弁・蔵人頭より従三位に昇り、同三年参議に任じ、のち権中納言に進んだ。その

間白河院の執行别当として権勢をふるい、洛西葉室に山荘を営んだところから、葉室中納言と称され、以降これが家号となった。洛西の葉室は、現在の京都市西京区山田のあたりに比定され、現在もこの山田地区に葉室町がある。この葉室は、家号のおこりとなった土地であるばかりでなく、のちに定嗣自身もこの地で出家を遂げ、庵室を構えた地でもあった。⁽⁷⁾

このように定嗣の家系は、実務官人を輩出した勸修寺一門の流れであり、後述するように定嗣の父光親もこれに違わない有能な実務官人であった。こうした環境にあり、やがて定嗣も実務官人としての歩みを始めることとなる。

二 父母と兄弟

定嗣の父葉室光親は、三事兼帯し正二位権中納言に昇った葉室光雅の子息である。光雅は堀河中納言とも称され、正治二年（一一〇〇）に没している。また光親の母は、右大弁藤原重方の娘と伝えられる。光親はその父光雅と同様に三事を兼帯し、正二位権中納言に昇った有能な実務官人であった。このような光雅・光親二代の先途をみてもこの頃葉室家は、既に正二位権中納言を極官としていたことがわかる。定嗣の父光親の生涯については後述する。

九条道家の日記『玉葉』⁽⁸⁾承久三年（一二二一）正月十六日条に、この一族について「於光俊之父祖光雅・光親等卿、補一家司、就中光親補先々年預家司」と記し、光雅や光親は撰閥家藤原氏一門の家司として、特に光親は年預家司に補されていたことを伝えている。本来は、光親の子息光俊もまた、撰閥家の家司として期待されていたのではないか。

さて定嗣の母は、入道参議藤原定経の娘従三位経子と伝えられている。経

子は、順徳院の乳母となる人物である。藤原定経の家系は、葉室流と同じく高藤を祖とする勸修寺流で、定経は為房の孫経房を父としている。光親と経子の婚姻については、建久七年（一一九六）以前と推定されている。順徳天皇の誕生は建久八年であるので、乳母となるためには既に乳呑み児がいる必要があり、その前年あたりに一子をもうけていたことが推測されるためである⁽⁹⁾。定嗣が生まれた承元二年、父光親は三十三歳であった。後述する兄光俊と妹の鷹司院按察の二人のほかに、顕親、光氏、親堯、円成、女子（土御門定通室）、女子（中院通平室）、女子（外山高実室）、女子（大炊御門師経養女）、女子（大納言典待）、女子（葉室資頼卿室）、女子（長資朝臣室）、女子（滋野井公賢室）などの兄弟姉妹がいたことが明らかになっている（巻末「葉室家略系図」参照）。

三 父光親と兄光俊

後鳥羽上皇の信任厚かった父光親とその一族にとって、人生の画期となった大きな事件が、承久三年（一二二一）の承久の乱であった。この乱は、定嗣や兄光俊にとってもその後の人生に大きな影を落としている。定嗣の父光親は、既述のように後鳥羽上皇の院司として上皇の信を厚くしていたが、そのためにこの乱に巻き込まれていった。院司葉室光親は、上皇の命により北条義時追討の院宣を奉じた。これは院司として当然の職務であったはずである。乱後、光親のこのような行為が問題となり、光親にも厳しい処断が下され鎌倉に護送されることとなるが、この時の状況は、鎌倉幕府の記録である『吾妻鏡⁽¹⁰⁾』の承久三年七月十二日条にみえている。この記事によれば、光親

は武田信光に預けられ、鎌倉に護送される途中駿河国の加古坂（静岡県小山町籠坂峠周辺）で斬首されたことがわかる。しかし、光親が後鳥羽上皇に倒幕を思いとどまるように諫言し、その諫言の状が數十通、上皇の御所に遺されていたことを北条義時が知るところとなり、義時は光親を斬首したことを後悔したということも伝えている。

この年定嗣十四歳。そして、この承久の乱に巻き込まれたことによって兄光俊は、義理の叔父である藤原信成（母経子の妹の夫）と共に筑紫に配流されるなど葉室家に対する処断は厳しく、定嗣は配流などは免れたと思われるものの、以降さしたる官職に恵まれず不遇の時代を過ごすこととなる。

因みに、父光親は、当時から能力のある実務官人として著名な存在であり、藤原定家の日記『明月記⁽¹¹⁾』建保元年（一二二一）十一月十九日条や、兼好法師の『徒然草⁽¹²⁾』の四十八段にとりあげられており、光親の有能な官人としての対応力や有職故実を知悉した公家としての一面をそれぞれ語っている。父光親の死後、遺された家族がどのような生涯を送ったのかは不明な点が多く、定嗣の母の生涯もよくはわからない。しかし、兄であった光俊の生涯は比較的詳しくわかっている。光俊の母は、定嗣と同じ従三位経子で、光俊と定嗣とは同腹兄弟ということになる。

兄光俊は、定嗣より五歳ほど年長で、生年は建仁三年（一二〇三）。承久の乱当時は、十九歳で官職も正五位下、右少弁・右衛門権佐であり、さらに蔵人も兼ねていたところからいわずに三事兼帯であった。光俊は、祖父・父と同様に三事を兼ねるほど有能な官人であったといえよう。

九条道家の日記『玉蘂』承久三年正月十六日条に、乱直前の光俊に関わる興味深い記事がみえる。首書に「光俊不着障子奇怪事」とあり、「未刻許蔵

人右少弁光俊為拜賀来、(中略)昇堂上申吉書、而不著障子上、坐中門廊辺云々、此条甚以奇怪也、(中略)毎度如此、(中略)彼云、雖貴種難准、(中略)於光俊之父祖光雅・光親等卿、補一門家司、就中光親補先々年預家司、其子息仍於予致無礼式、自今以後彼男奉行公事、不可緩行者也」という記事がみえる。これによれば、光俊が正月の吉書の折に、堂上の障子の上あたりまで上がらずに中門のあたりで座している状況が不審で、その理由を尋ねたところ貴種の家であってもいままでの例を変えることはなく行っているという返答であった。これに対して道家は、父祖の光雅や光親は撰家の家司に補し、特に光親は年預家司に補したが、その子息の光俊は無礼なやりかたであり、今後は光俊が行う公事はしつかりとさせるべきであるとしている。本来ならば、父光親と同様に、光俊は撰家一門の家司となつて活動することが期待されていたが、こうした光俊の行動は道家の容れるところとはならなかったようである。

筑紫への配流ののち約一年を経て赦免され帰京した光俊は、公家社会に復帰した。光俊は、嘉祿二年(一二二六)七月、後堀河天皇中宮藤原長子の中宮職の中宮大進となり、同年十一月には蔵人に還補。安貞元年(一二二八)十月に右少弁に任官以降、権右中弁・右中弁などを歴任、正四位下に昇つた。京都に復帰して以降の光俊の官歴は、概ね順調にみえるが、嘉禎二年(一二三六)二月、三十四歳で出家を遂げる。法名真観。歌人としての光俊は、藤原定家の門で詠作に励んだが、のちに定家の子息為家と厳しく対立することとなり、いわゆる「反御子左派」の領袖となるなど、当時の宮廷歌壇にあつて重きをなした¹³⁾。

出家後二十数年を経た文応元年(一二六〇)五月、鎌倉に下り後嵯峨天皇

の皇子にして鎌倉幕府第六代將軍となつた宗尊親王の歌道師範となる。光俊にとつて幕府は、父光親が斬首された経緯があり、何故に敢えて幕府に接近したのかはこれまたわからないが、一説によれば京都の歌壇に対抗するため敢えて鎌倉に下り、將軍の和歌指南にあたつたともいわれ、以降鎌倉歌壇の中心的存在として活躍している。

また、後述するようにこれより先の正嘉元年(一二五七)には、実子の高定と、光俊の弟定嗣との間での不和により、定嗣から高定に譲られた知行国河内国の返付や、高定の院の伝奏の停止などの勅命が下る。この不和の原因には実父であつた光俊が大きく関わっており、こうした処断が京都から鎌倉に下向した理由のひとつかもしれない。このことによつて定嗣と光俊との間には、実の兄弟とはいへ大きな溝ができたのではあるまいか。

光俊の歌論『簸河上』は、宗尊親王のために執筆されたものとされ、宗尊親王への親昵ぶりを窺うことができる。しかし、文永三年(一二六六)、宗尊親王の失脚と共に光俊も歌壇より引退を余儀なくされた。その後は、一時歌壇にも復帰したが、私家集の『閑放集』の編纂などを続け、建治二年(一二七六)六月に七十四歳で没。

四 実務官人として

定嗣は、建保二年(一二一三)七月十三日に七歳で叙爵、但馬守に任官し、その後美濃守に転じた。しかし、十四歳の時に父光親は承久の乱に巻き込まれ、非業の最期を遂げて以降、兄光俊の配流など葉室家にとっては苦難の時代を迎えたことは既述の通りである。定嗣は、その後寛喜元年(一二二九)

に従五位上に昇叙されるまで、十六年もの間従五位下に留め置かれ、さしたる官職に任官できなかったのは、承久の乱の影響であつたらう。

定嗣も兄光俊と同様に父光親のすぐれた実務官人としての能力を引き継いでいたと思われるが、実務官人としての活躍の場は容易には与えられなかった。ところが承久の乱の余波もおさまった頃の寛喜二年(一一三〇)、定嗣は中宮権大進に任官することとなる。時に二十三歳。前年に従五位上に昇叙され、ようやく実務官人としての活躍の場が与えられるところとなつたといえようか。これには、九条道家の配慮によるものと思われ、既に定嗣は、九条道家の家司として活動していた可能性が高い。

この時の中宮は、後堀河天皇中宮の藤原樽子である。中宮権大進は、中宮職の官司の一つで、大夫・亮・大進などのもつとで実務を担う官人である。中宮樽子は九条道家の娘。母は西園寺公経の娘、准三宮従一位藤原綸子である。樽子は承元三年(一一〇九)に誕生し、寛喜元年十一月三日に従三位に叙せられ、同月十六日に入内し後堀河天皇の女御となる。翌寛喜二年の二月十六日に皇后に冊立されて、中宮職が設置されたのである。この時、中宮大夫となつたのは、右大将西園寺実氏で、以下、権大夫中院通方、亮藤原親房、権亮源通忠、大進九条忠高、権大進は定嗣の他、藤原親氏などである。翌年正月十三日の御産定の雑事において「女房衝重百前」のうち三十前を定嗣(この時は高嗣)が奉じている記述が『民経記』¹⁵⁾にみえ、肩付けに「権大進」とある。

以降、定嗣の出家までの官歴は以下のようである。¹⁶⁾
 寛喜三年 四月 十四日 正五位下(二十四歳)
 文暦元年 四月 二日 右衛門権佐(二十七歳)

同	年	十二月二十一日	蔵人
同	嘉禎二年	四月 十四日	左衛門権佐(二十九歳)
同	三年	正月二十四日	右少弁「三事兼帯」
同	三年	二月二十八日	正五位上
同	曆仁元年	二月二十七日	左少弁(三十一歳)
同	一年	四月 二十日	従四位下
同	二年	七月 二十日	右中弁
同	二年	十月二十五日	従四位上
同	延応元年	四月二十八日	正四位下(三十二歳)
同	仁治二年	二月 一日	左中弁・蔵人頭(三十四歳) 定嗣と改名
同	二年	同月 十八日	修理左宮城使
同	三年	三月 七日	参議(三十五歳)
同	年	十一月 四日	兼備中権守
同	年	同月 十二日	従三位
同	寛元四年	四月 十日	兼大蔵卿、後嵯峨院院司(三十九歳)
同	五年	十二月 八日	兼左兵衛督、檢非違使別当
同	宝治二年	七月 十三日	正三位(四十一歳)
同	年	十月二十九日	権中納言
同	三年	正月二十三日	辭檢非違使別当・左兵衛督
同	建長二年	正月 十三日	辭退、以男右衛門権佐高雅申任右少弁、聴本座
同	年	八月 十四日	出家、法名定然(心月房)

五 定嗣の家族

『尊卑分脈』などによって定嗣の家系を示すと、次のようになる。



まずは、子息の定藤である。定藤については、弘安七年（一二八四）正四位下で参議となり『公卿補任』に官歴がみえるが、年齢の記載がない。注記に「故入道前中納言正三位定嗣卿男、母春日神主時継女」とあり、またほかの注記から建長二年（一二五〇）四月九日に叙爵していたことがわかる。その時の名は為雄とあった。蔵人、檢非違使別当、左衛門権佐、右中弁、右大弁などを経て、弘安六年（一二八三）蔵人頭となって春官亮を兼ね、弘安七年に参議となり公卿となった。

定藤の年齢が不詳であるところから、生年を推定したいが、十五歳ぐらいで叙爵したとすれば、嘉禎二年（一二三六）の生まれとなる。これを前提とすれば、定嗣二十五歳の時の子である。定嗣の置かれていた状況から勘案し、このあたりが穏当ではあるまいか。これを前提とすれば、定嗣の兄光俊の子高定（初名、高雅）は、天福元年（一二三三）の生まれであるので、高定より三歳年下となる。しかし現存の『葉黄記』には、為雄（定藤）に関する記事はほとんどなく、むしろ甥の高定に関する記事が多くみえる。

さて、為雄は公卿となった頃に定藤と改名したと考えられるが、定藤の母

は『尊卑分脈』に「母春日権神主時継女」とみえ、『公卿補任』にも「母春日神主時継女」とあり一致している。この定藤の系統が、定嗣の家系を継承したとみられるが、その後の考証は小稿では行っていない。定藤の生母春日神主時継娘については、『葉黄記』宝治二年十二月二十四日条に「酉刻家陪女^{時継}、生男子云々、予年来邪淫戒了、而不慮依一夜之犯、生一子稀代事也」とあり、自身の日記とはいえこうしたことを書き記す定嗣は、確かに仏教に対して真摯に向き合おうとしていたのである。既に家の女房が十二月十四日に女子を出産しているので、同月に定嗣の陪女「時継女」が男子を出産したことになる。この時継女は、定藤の生母と同じ春日神主時継娘であった可能性がある。定藤の生年を嘉禎二年と考える小稿とすれば、既に十二年余を経ていたので、定藤を生んだのがかなり若い時期であれば、同一人物とも考えられる。『尊卑分脈』に記載される定嗣の子息は定藤のみで、この時生まれた男子は成人せず夭逝したのかもしれない。

同じ頃に女子を出産した女房については、「女房」と記すのみで誰の娘かは不明であるが、『葉黄記』には出産に至るまでの記事を比較的残しており、あるいはこの女房が北の方、正妻であった可能性がある。日記の宝治二年七月十三日条に「女房着帯、^{三位殿調給帯、実賢僧}正加持、^{在繼朝臣始祓、}」とあり、まずは女房の着帯の記事がみられる。こうした儀礼からみて、この女房が定嗣の正妻であったと考えたい。この年定嗣、三十七歳である。日記の残存期間に偏りがあるため、このような記事は稀であるが定嗣の私生活の一端を窺うものである。

こうしたこともあつてか、同年八月の放生会のための南都下向に「妊者之憚」（宝治二年八月十三日条）を気にしているが、先例により下向の由が仰せられ、下向している。また、同じく八月十九日条には「女房物詣」があり、

つづけて「□福着帯」とある。これも一連の儀礼であろう。十一月には興心房という僧侶に女房が「受戒産祈」を請うている。いよいよ臨月となりこのような受戒をしたのである。そして、この月三十日、女房は産所に渡った。「予同車」とあり定嗣も牛車にて同車し、女房を産所まで送り届けたのである。翌月十三日条に「女房有産氣」とみえ、翌十四日無事出産。日記に「酉刻女房平産女子」と記している。賀茂在盛が、験者・医師・陰陽師のことなどについて勘文を進上している。そして、十六日には「小児浴始」の記事がみえるなど、公家の出産儀礼を垣間見ることができる。以上の点から、日記からは定嗣に少なくとも妻妾二人が確認できる。

さて、『尊卑分脈』には、定藤のほか、女子が三人ほど記されており、そのうちの一人が、宝治二年十二月十四日に誕生した女子であったかもしれないが、『葉黄記』および『尊卑分脈』などからは特定できない。これらの女子三人については史料がなく、『尊卑分脈』の注記などから簡単に言及するにとどめる。第一の女子は、久我庶流の太政大臣土御門定実の室となり、のちに葉室頼親の室となった。第二の女子は、安嘉門院の女房となっている。安嘉門院は後高倉院の皇女邦子内親王（弘安六年（一一八三）薨）である。第三の女子は、大納言吉田経長の室となり、吉田定房や甘露寺隆長の生母となっていることがわかっている。これらの三人の女子については、それぞれの生母は不明である。

以上のように、定嗣には当時の公家社会で一般的であったように妻妾がおり、子供も男女複数いたことがわかる。

また猶子とした兄光俊の子息高雅のほか、『葉黄記』宝治元年（一一四七）四月五日条に「小童俊嗣（光俊）大丞禪門子、叙爵、予挙申之」とあり、光俊子息の俊

嗣が定嗣の猶子としてこの日叙爵したことを伝えている。俊嗣については、『尊卑分脈』に光俊の第四番目の子息として載せられ「俊嗣 越中守、木工頭、正五下中宮権大進、俊継歟」とある。日記の記事からこの叙爵には、定嗣が尽力していたことがわかるが、元服時の名「俊嗣」は、想像を逞しくすれば実父の光「俊」と継父定「嗣」の各一字をとって名付けたものとも考えられる。俊嗣のことは『吾妻鏡』弘長三年（一一六三）二月八日条にみえ、鎌倉幕府將軍宗尊親王の和歌師範として鎌倉に下向していた父真観（光俊）とともに、常盤御亭での歌会に出席し、五十首和歌を詠じている。『吾妻鏡』同日条に「前皇后宮大進俊嗣（光俊朝臣息）」とある。時期からみると、後深草天皇の皇后藤原（西園寺）公子の皇后冊立が、康元二年（一一五七）正月二十九日であったので、あるいはこの時、俊嗣は皇后宮大進に任官したのであるうか。こののち俊嗣は鎌倉から京都にもどり、文永二年（一一六五）頃から再び公家社会での活動が散見されるようになる。

六 猶子高定

ここでは、兄光俊の子息高定（初名は高雅。『葉黄記』には高雅と記載されるが、以下高定とする）と定嗣との関係について述べてみたい。

定嗣は、兄光俊出家後は、その子息高定に目をかけ、高定を猶子としたのであろう。それは、光俊が出家したことによる公家社会での後盾を失った甥に対する同情もあつたかもしれないが、それよりも高定の優れた資質を見抜いていた結果であると思われる。高定には、自身の後嗣としての道を歩ませたかったのではあるまいか。『尊卑分脈』の頭注に「高雅 按檢非違使

補任下文定嗣卿為子」とあるところから、官命により叔父定嗣の猶子とされたことも推測できるが、官命があったにせよ定嗣は高定の優れた資質を認めていたのではないか。高定はその才もあつてか、若くして九条道家の子息一条実経の年預家司としても活躍の場を与えられ（寛元四年正月二十八日条）、また後深草天皇の禁中や後嵯峨院政の院中であつて、その殿上人として連なつており（同日条）、早くから期待される存在であつた。因みに、高定は既述のように天福元年（一二三三）の生まれで、後深草天皇御即位時は、十四歳であつた。定嗣が承久の乱で父を失つた年齢と同じである。

『葉黄記』寛元四年（一二四六）正月の記事を見ると、定嗣は所々に年頭の挨拶を行っているが、ほとんど高定を伴つており定嗣の嗣子の立場としての動きとみることもできる。また、同年の一条実経の関白拝賀の際には、関白拝賀儀の執事としての任を果たしており、定嗣は「高雅少年之間、兼殊諷諫子細了、作法無違失」と記し、その無難な行動に安心するとともに、「執事 高雅勸解由次官、歳十四、以此齡補此職」（以上、同年正月二十八日条）と、十四歳の身ながら執事としてこの一連の儀式を遂行している姿を誇らしく思っている。

以上のように、猶子高定が若年にもかかわらず遺漏なく儀式を遂行している姿に、定嗣は満足していたに違いない。こうして、高定は定嗣の後を襲うべき人材として期待され、また高定もそれに応える行動をとっている。

定嗣は、建長二年（一二五〇）に現官を退くが、『公卿補任』建長二年の項に「藤定嗣四十正月十三日辞退、以男右衛門権佐申任右少弁、聴本座」あり、高定を右少弁に就かせるためであつたことは間違いない、これが八月の出家につながるのではないかとされている。

しかし、定嗣の晩年に至り、高定とは不和を生じることとなる。これには兄光俊も関与していた。同じく後嵯峨院政で、評定衆のひとりとなった吉田経俊の日記『経俊卿記』⁽¹⁸⁾正嘉元年（一二五七）七月十一日条に、次のような記事がみえる。

首書「葉室中納言入道申河内国間事申入事」

又葉室中納言入道申依高定朝臣不和、河内国年来沙汰不可有相違之由可被仰下事、仰、早可賜御教書、定然知行扶持高定之由思食、高定（一向）何可管領乎、年来之沙汰今更不可有相違之由可仰、又高定参上、此次第可仰含、日来不和事雖被聞食、兩方定有申旨歎之由思食之処、河州申之補国司、一向欲管領之由、定然申之、不和之条自他不穩便随彼命之条可宜之由仰下之、高定申云、日来之儀不可有相違之条所庶幾也、依事之難治、如此之上ハ不可及子細、可存此旨、国司事本人出家之間申改了、国間事日来之沙汰一事無相違之由申之、

この記事によって、正嘉元年頃に定嗣と高定とが不和となり、高定に譲つた河内国の知行の返還をもとめて訴え出ていたことがわかる。

また、約二箇月後の九月四日条には、次のようにみえる。

首書「参院奏高定朝臣中納言入道不和間事」

右大弁高定朝臣為中納言入道定嗣、子息、年来被召仕、罷納言任弁官、讓補河内国、又被聴伝奏、偏是子息之儀也、而近日不和、親父（真觀）嚴親光俊入道、於今者可為我子之由称之、定定高属光俊、不從中納言入道、依之去比中納言入道申子細之間、被仰高定之処、可随勅定之由申之、而猶無和与之儀云々、重被仰之処、光俊入道抑留之間難治、直可被仰歎之由申之、此事年来中納言入道子息之義也、仍被許伝奏、又被讓河内国、不可為中納言

入道子息之義者、於伝奏者可被止、河州又如元可被返中納言入道、以云光俊子非不可被召仕、於彼分限者定被召仕歟、可存其旨之由被仰下、即仰高定了、恐申之由申之、此旨又可仰定嗣之旨被仰下、

これらの一連の記事によって明らかになることは、定嗣五十歳頃に高定と不和となり、定嗣が高定に譲った知行国河内国の返付と、高定の院の伝奏の停止とを訴え出たのである。それぞれの言い分は『経俊卿記』に記すところであるが、後嵯峨上皇は、本来高定は定嗣の子息として奉公し、そのために河内国を知行国として譲られたのであるからということで、高定には河内国の定嗣への返還と、院の伝奏の停止とが後嵯峨上皇より勅命として下され、高定はこれに従ったのである。こうした高定との不和の背景は、実父である光俊が高定の親権を主張するようになり、高定がそれに従うようになったことが大きな原因であろう。その背景には、高定が知行する河内国をめぐる経済的な問題も影響したのではないだろうか。このようなことを背景とし、定嗣は訴えるに至ったのである。光俊と定嗣との不和が、のちに光俊が鎌倉に下向する背景のひとつとなったのではないだろうか。

しかし、定嗣との不和により知行国河内国の定嗣への返付や院の伝奏の停止などが勅定されたが、こうした状況にもかかわらず、定嗣との不和が昇進に大きな影響を与えることはなかった。同じく『経俊卿記』正元元年（一二五九）四月十八日条に「光俊入道来臨、高定朝臣昇進事畏申之」とみえる。正嘉元年以降、文応二年伊予権守、弘長二年正三位、文永二年左兵衛督・檢非違使別当、この年従二位に昇叙。また、翌文永三年には山門の訴えにより、檢非違使別当を停止されているが、理由は未詳。文永六年権中納言に昇進し、翌年正月二十一日、正二位となり同日権中納言を辞した。以降弘安三年（一

二八〇）に享年四十八歳で没するまで、正二位前権中納言、途中建治三年（一二七七）按察使に任じた。『公卿補任』では、高定の家号は「堀川」とされており、堀川は、定嗣の祖父光雅が「堀川中納言」と称したように葉室一統にとつては由緒ある家号で、おそらく堀川辺を居所にしていたのであろう。

七 九条道家と定嗣

定嗣の日記『葉黄記』は残存年次に偏りがあり、定嗣の青年期〜壮年期にわたる生涯を見通せるようなものではないが、同記にはしばしば「参東山殿」とみえている。現存の同記に最初にみえるのが寛元四年（一二四六）正月三日条で「事訖参東山殿」とある。「東山殿」は九条道家を指し、その居所からこう呼称されたのである。この年定嗣三十九歳で、道家五十四歳である。しかし、これより以前はかなり早い時期から、定嗣は道家の家司として仕えていたことは容易に想像される。既述のように、定嗣二十三歳の中宮権大進任官あたりを契機としていたのではないか。

ところで、道家と葉室一族との関係は、父光親に遡ると思われる。既述のように父光親は、後鳥羽上皇の信任厚き院司であったが、承久の乱にて処刑された事情は既に述べたところである。道家は、後鳥羽天皇時代の摂政であり、当然光親とは政治的な遣り取りを含めて、信頼に足る人物であったはずである。承久の乱以前の道家の日記『玉薬』にも光親はしばしば登場している。また、光親は近衛家実の家司としても知られており、五摂家成立前の摂関家とは結びつきが深かった。

本来であれば、筑紫への配流から帰京した兄光俊が、道家の家司として仕

えることが適當であつたかと思われるが、道家の光俊への不審が災いし、弟定嗣が道家の家司として登用されるに至つたのではないだろうか。当時は高嗣と称しており、『玉藻』中では改名前の「高嗣」として「高嗣申祭事」（文暦二年正月五日条）、「高嗣申条々事」（同十三日条）などとみえ、家司の役割を果たしていたことがわかる。また、同記嘉禎三年三月十日条には「右少弁高嗣雖召遣、法勝寺御念仏之上、年預家司無例云々」とあり、この記事から高嗣が年預家司であつたことも明らかとなる。

また、定嗣自身日記のなかで「為御使参東山殿」と記しており、これは道家の家司としてではなく、後嵯峨上皇の御使として道家の所に訪れている場合に、このように書き分けているのであろう。定嗣が道家の家司であつたという視点からみると、現存する『葉黄記』の別記⁽²¹⁾として位置付けられる暦仁元年（一二三八）六月二十三日の記は、道家の子息福王が仁和寺において道深法親王について出家する際の詳細な記録であるが、この時定嗣はこの儀を奉行しており、道家家司としての役割であつた。さらに寛喜元年十一月十一日の記事は、後堀河天皇中宮の藤原樽子の着帯の記である。定嗣本年二十三歳で、この十月に中宮権大進となつた。中宮樽子は、九条道家の娘である。中宮権大進に任官したのは、九条道家の配慮ではなかつたか。このほか、嘉禎三年正月十四日の近衛兼経と道家の娘仁子との結婚に関わる記事も、定嗣がこの婚儀に関し、九条家側の家司として奉行していることが知られ、そのため一連の記事が残されたと推測できる。これらは、いずれも道家家司の立場からのもので、道家子弟の動静を伝えるために記されたのである。

神奈川県立金沢文庫に保管される称名寺聖教のひとつ『御灌頂次第 仁治禪定殿下』⁽²²⁾は仁治二年（一二四一）四月十六日、東寺灌頂院において行われ

た道家（行惠）に対する伝法灌頂の記録である。この時の伝法灌頂は、三十二口の色衆に加え、多数の公卿・殿上人・諸大夫が参列する大規模なものであつたという。伝法灌頂の大阿闍梨を務めたのが、仁和寺の菩提院行遍であつた。この聖教の識語には「中弁定嗣、十五日之後、被進之、仍被書留面、十六日早且被返之、仁治二年四月十六日」とあり、この伝法灌頂の記録は、当時左中弁であつた定嗣の記録をもとに書き写したものであつた。文中に「奉行頭 左中弁定嗣 右馬権頭兼家職事」とみえ、定嗣が奉行頭であつたことがわかる。また、それより二年ほど前の延応元年（一二三九）十一月、道家の南都下向と東大寺での受戒や正倉院の宝物拝観に関わる二条資季の日記『資季卿記』⁽²³⁾には「右中弁定嗣朝臣、束帯、□□□、」とあり、定嗣はこの時も行事の奉行としての役割を担っていた。

このように、定嗣は道家から厚き信頼を寄せられた家司で、後嵯峨上皇との交渉など、それぞれの信頼の厚さから、二人をつなぐ重要な役割をはたしていたのではないかと思われる。また、定嗣は道家の子息二条良実の殿中の奉行（寛元四年正月二十九日条）を務めており、良実の家司とも考えられる。道家と良実とは不和ではあつたが、ともに信頼できる定嗣が緩衝役を果たしていたと考えたい。

八 後嵯峨上皇と定嗣

邦仁親王（後嵯峨天皇）は、土御門天皇の皇子として、承久二年（一二二二）二月二十六日に誕生された。⁽²⁴⁾ 当今四条天皇は、わずか十二歳で崩御されたため、にわかには皇嗣の擁立問題が生じ、時の関白近衛兼経は、鎌倉幕府に

この問題を諮ったのである。当時の候補として土御門天皇の皇子邦仁親王と順徳天皇の皇子忠成王があり、朝廷の実力者九条道家は、忠成王が道家の姉東一条院の所生であったため、強く推したのである。邦仁親王には有力な後盾もなく、近く仏門に入ろうとする状況ではあったが、幕府は承久の乱の再発を危惧し、忠成王即位には反対する立場をとり、邦仁親王の即位が実現したのである。こうして、邦仁親王は、仁治三年（一二四二）三月十八日、太政官庁で即位式をあげた。定嗣は、前年の仁治二年に左中弁・蔵人頭となっており、邦仁親王元服にあたり、理髪を奉仕している。時に定嗣三十四歳。親王即位の仁治三年には、参議となり公卿に列せられた。

この年の三月十八日に行われた天皇の即位式の一日分の記事が『葉黄記』に残されており、自身の装束にふれ「垂裾、人々或懸裾、被存略儀敷、定嗣為初度旁存正儀」と記し、即位式に臨む緊張と気負いとを書き残している。以降、出家する建長二年までのおよそ九年にわたり後嵯峨天皇の禁中と院中とに仕え、天皇から厚い信頼を寄せられ活動するところとなる。

寛元四年（一二四六）正月二十九日、天皇は御在位四年にして皇子の久仁親王に譲位された。即位された後深草天皇わずか四歳である。これにより後嵯峨上皇は、院政を始められ、治天の君として天皇の後見にあたられたのである。この日、定嗣は院の執権に補されている。この時の感懐は、日記に「以不肖之身応此撰、雖知家之余績、太以過涯分」（同日条）と記し、その光榮を書き留めている。上皇時に二十七歳、定嗣三十九歳であった。父光親も後鳥羽院政の執権であり、親子二代にわたり院の執権として信任を厚くしたことになる。定嗣の実務官人としての能力と人柄によるものであろう。

ことに後嵯峨院政について注目されるのは評定制の導入で、これは鎌倉幕

府の評定制に倣ったものとされるが、定嗣は五人の評定衆のひとりとしての任についている（寛元四年十一月三日条）。この時評定衆となったのは、西園寺実氏（太政大臣）、土御門定通（前内大臣）、徳大寺実基（内大臣）、吉田為経（中納言）、そして定嗣であった。佐藤進一²⁵⁾は、前三人（実氏・定通・実基）は、幕府と院とを結ぶパイプ役の人々で、特に実基は学識を買われたのではないかとし、これらの人々の出身は清華家の格であるところから上層貴族の代表として、また後者の二人（為経、定嗣）は名家に属する実務官僚とみられるところから中流貴族の代表として、それぞれ任じられたのではないかと指摘している。その為経と定嗣は、院の伝奏にも起用されている。評定制設置の背景には、幕府評定への訴訟集中回避や、簾屋役勤仕などによる幕府御家人の不満解消のための役廃止など、幕府と朝廷との間の相互不干渉を目的としたものではないかとされている。更に同年三月には、幕府からの連絡によって関東申次の編成替えが行われ、「秘事重事」を九条道家が担当し、「僧俗官」は摂政一条実経が、「雑務」は院司の定嗣がそれぞれ担当することとなるなど（同年三月十五日条）、多忙な院中奉仕が、やがて定嗣の体調にも大きな影響を与えるようになったと推測される。

ところで、定嗣は、後嵯峨上皇がたびたび大規模な御幸を行うことに対しても厳しい目を向けており、宝治二年九月二日条に「参院、伏見御幸事有仰、予不甘心之間、不申左右、近日連々御幸頗有人煩敷」などとあり、上皇による頻繁な御幸について、批判的な冷静な目で見つめている様子は多数見られる。

なお、宝治三年（一二四九）二月一日付の後嵯峨上皇院宣（尊経閣文庫所蔵『石清水文書』所収）は、定嗣自筆と考えられる（註（一）『史料纂集

葉黄記二』口絵参照。

九 漢詩文と和歌

定嗣の和歌は、公家の嗜み程度であったと思われるが、むしろ漢詩文に長じていたと考えられる。勿論『葉黄記』には定嗣が参加した和歌御会の記事なども散見され、和歌に関心が薄かったわけではない。⁽²⁶⁾

さて、『古今著聞集』の定嗣の出家に関する記文には、その遁世の感懐を漢詩で表現していることが注目される。同書に「葉室定嗣出家の時宿執に催されて詩歌を作る事」とあり、以下のような七言律詩と和歌とを載せている。

建長第二年、余齡四十三、仲秋八月三五前夜、出俗塵入仏道、感懐内催、
独吟外形而已、

新発意定然

遥尋祖跡思依然 葉室草庵雲石前

願以勤王多日志 轉為見仏一乘縁

曉辞東洛紅塵暗 秋過西山白月円

発露涙零除鬢艾 開花勢盛観心蓮

長寛重相遁名夜 靖節先生掛官年

陶令亮之帰休、春秋四十三、曾祖令通俗、八月十四日、景気逢境、自然

銘肝、昨仕朝端何所恥、

葉室山あとは昔にをよばねど入ぬる道は月ぞかはらぬ

極楽の道のた、ちをふみそめて都のにしは心こそすめ（中略）

三品経範卿詩を和したりける、いと興ある事也、

『古今著聞集』の著者である橘成季は「前中納言定嗣卿、和漢の才先祖にもはぢざりければ」と、定嗣の才能は和漢に及ぶことを記している。この定嗣の詩に和した経範卿は、非参議従三位の文章博士藤原経範である。経範は、定嗣邸で行われた連句の会にもたびたび出席している。

大曾根章介⁽²⁷⁾によれば、鎌倉初期にも禁裏や摂関家において詩歌合や連句の会がしばしば行われているとのことで、この時期もその延長線上と考えてよいであろう。『葉黄記』の寛元四年（一二四六）、宝治元年（一二四七）、同二年にかけてもしばしば詩歌の会が催され、定嗣が参じている記事が散見される。また、興味深いのは、宝治元年九月四日条に「四日甲寅、（中略）入夜帰参、有連句連歌、去文曆比、武者小路宿所炎上之時、文車多以焼了、（中略）内府示云、文書少々有余本、可預置云々、忽不存一定之由之処、文選・文集・毛詩^{還之}、被送之、感悦之余、以詩答之」とみえることで、十三年ほど前の文曆頃（文曆元年カ）当時武者小路にあった葉室邸が火災にあい多くの書物が失われたことがわかる。

また、その後内大臣徳大寺実基が、自身のところに『文選』・『白氏文集』・『毛詩』などの余本（複数という意味カ）があるので、定嗣に預けておく（実質的には下付であろう）こととなり、定嗣は慶びのあまり、漢詩を以て実基に礼を申したということが記されている。

本来定嗣のもとには多数の漢籍等が所蔵されていたが、火災によって失われてしまったことが推測され、それ故に実基の厚意に感謝したのである。のちに後嵯峨院政の評定衆のひとりとなり、様々な問題への意見具申の背景には、律令の知識はもとより、広範は漢籍知識の修得があったと思われる。このほか、藤原長倫（入道三位）から『太平御覧』を贈られたことに對

して「不慮之芳志」（宝治元年九月二十日条）と述べるなど、漢籍や書物に対する関心が高い。また『葉黄記』に「故殿令用両説」（寛元四年正月七日条）などという記載や、「如元久故殿御記」（宝治二年二月十日条）、あるいは光親の参入の例がみられる諸家の記録なども借用し引用するなど（同年八月一日条）父光親の先例や故実を重視していた様子も見られ、公家社会におけるいわゆる家の先例尊重の在り方の一例を示すものである。

さらに、宝治元年九月十三日条に「近日於殿下毎月三ヶ度有作文、又被講史記云々、（中略）今朝被携馬史・尚書・索跡等^{（陰カ）}」とあり、このほかの関連記事から近衛兼経のもとで毎月三回作文会が行われていたことや、菅原在章によつて題が提示されていたが、多忙により今朝『尚書』などの諸書を急ぎ被見したことがわかる。この席には、兼経のほか菅原淳高・定嗣・藤原経範・菅原良頼・菅原在章・藤原茂範などが出席していた。作文会には菅原在章による『夏本紀』の講釈や和歌の詠草も行なわれており、定嗣の嗜みは「和漢の才先祖にもはぢざりければ」と橘成季が記した通りであった。

以上のように、この時期の公家社会では和歌の会はもとより、連句や作文会のような漢詩文の会がしばしば行われていた。定嗣はこうした会の開催に関与し、自身も出席し漢詩文を草するなど、積極的に活動している。その背景には勘文の作成²⁸⁾や、勘申など実務官人として必要とされる漢籍の教養具備の必要性があり、定嗣は修学に励んでいたのであろう。

一〇 発病と仏教への帰依

定嗣の病気についての記事が最初にみられるのは、『葉黄記』寛元四年（一

二四六）七月四日条である。ここには、「自夜前痢病痔計会、今日及廿度」とみえ、重度の下痢を起していることがわかる。この後、宝治元年（一二四七）二月頃まで、病気の記事が散見されるようになる。そして、同年二月二十日には、湯治のため摂津国の有馬温泉に向い、同二十六日に帰洛している。このように定嗣は、三十九歳頃から病気がちになっていったと思われる。その五年後の建長二年（一二五一）八月に出家を遂げることになるが、定嗣の病気が出家の要因の一つとなっていたことは想像に難くない。体調がすぐれぬまま、病をおして外出することもあり同年八月二十七日条には「相扶病乘輿、向相模守重時朝臣許」とみえ、病をおして院の使者として輿に乗り六波羅探題の北条重時の許に向かっている。このように定嗣は病と闘いながらも、院の執権としての役割を忠実に果たそうとしている姿をみることができ。はしなくも同年八月十四日条にある「病中院中雜務等」という七文字が、定嗣の心情を表しているように思われる。

この間、病は一進一退し、ある時は医師を招いて診断を仰ぎ（寛元四年七月二十二日条ほか）、また灸治（同年七月二十日条ほか）などの治療を行うとともに、当時一般的であった陰陽師に泰山府君祭（同年七月二十日条）を行わせたりしているが、やがて三尺の地藏像の制作・開眼（同年七月二十一日条）や、阿弥陀・地藏の印仏の摺写供養（同年七月六日条ほか）など、仏教に帰依していった様子が見える。

ところで、既に寛元四年の正月頃には、行法結願、両座（阿弥陀・地藏カ）行法、葉師・釈迦両座行法などを継続的に行っていることが日記にみえており、同年以前から体調がすぐれぬようになっていたと推測され、こうした中、仏教に救いを求めるところとなったと考えられる。以降、宝治二年頃まで約

三箇年にわたって、兩座の行法をしばしば行っており、仏教にすぐる姿勢がより鮮明となる。やがて、こうした日々の行いが、出家への道筋となっていくのである。なお、定嗣の発心については、田中久夫の論考に詳しいので、あわせて参考されたい。²⁹⁾

一一 西山の慶政

こうした定嗣の仏教帰依に関して、当時西山に法華山寺を建立し、貴顕の帰依を厚くしていた入宋僧慶政との関わりについて言及したい。

慶政については、撰関家九条家に出自をもつという説がある。³⁰⁾ 九条道家の病氣平癒を祈祷する役割を担った慶政が、道家の病氣の原因とされた比良山古人と称される天狗との問答を記した『比良山古人靈託』(延応元年(一二三九)成立)の文亀二年(一一五〇) 書写の一本に「慶政は九条道家の兄として誕生したが、幼少時の乳母の不注意による怪我で身体的なハンデを背負い出家した」という趣旨の識語を記すものがあり、また慶政自筆の著作等が九条家伝来の史料に多数含まれていることから、九条家に出自をもつ者ではなかったかと推測されているのである。時代が下った史料とはいえ慶政の出自を示す史料は、これが唯一のようであり、ほかの九条家本の史料などの状況証拠により、この九条家出自説は、支持される説であると思われる。慶政は文治五年(一一八九)の生まれとされるので、道家の五歳年上となる。

そして、慶政による道家の病氣平癒の祈祷は、こうした縁によっていたのではないかと推測できる。この比良山古人という天狗に関して『葉黄記』寛元四年(一二四六)六月十日条に「世間物念、衆口追日嗽々、今朝東山殿御

所辺有怖畏之由有其説、仍尋申之処、皆以天狗之所為歟」とみえ、『比良山古人靈託』の記から七年を経てなお、九条道家の邸宅周辺での怪異が、天狗による所為であるという風聞がたつていたことがわかる。

また、道家の日記『玉蘂』の嘉禎元年(一二三七)三月二十八日条には道家の子息教実の臨終とその葬送に関する記事がみえるが、この記事によって、教実の臨終にあたって、慶政が戒師となったことや、火葬後の法要に際して、護摩師として奉仕している姿をみることができるとも推測される。これも道家との関係によるものではなかったかと推測される。慶政は、甥である教実の逝去にあたって臨終間際の戒師や、葬送時の護摩師などを奉仕したのではなかったか。

ほかに同記寛元五年(一二四七)三月二十八日条に、九条教実の十三回忌に際して教実の娘宣仁門院彦子の出家の記事がみえるが、その戒師は証月房とある。慶政は、証月上人・証月房・松月房などと記されることがあり、この証月房は慶政とみてよい。田中久夫は「慶政上人は、教実の伯父であるから、宣仁門院出家の戒師たるに相応しい」と述べているが、『玉蘂』の教実臨終の記事で言及したように、教実臨終にも慶政は戒師として立ち会っており、道家はじめ九条家一族の深い帰依は、やはり慶政が九条家に出自をもつところが大きかったのではあるまいか。こうした状況を裏打ちするように、これ以降も撰関家関係者の帰依を受けている様子を知ることができる史料が散見できる。

まずは、近衛基平の日記『深心院関白記』³²⁾ 文永三年九月二十七日条で、こには「余姉妹今日有出家事、歳廿二、於土御門有此事、受戒松月房出京也」とあり、基平のひとつ年上の二十二歳の姉が、土御門邸において松月房を戒師として出家したことを伝えている。既述のように松月房は慶政のことであ

る。その出家の理由については、これを詳らかにできない。

また九条道家の娘婿となった近衛兼経の日記『岡屋関白記』⁽³³⁾寛元四年（一二四六）正月十四日条には「官陽門院以小宰相有被仰事、鷹司院今来月間可有落飾之由也、松月上人有夢想事云々、此外又有其故之由加愚推也、主上密被仰下之間、余密々致沙汰參内之由、近日有風聞、此事無益事之由被思食歎」とあり後堀河天皇の中宮であった鷹司院が出家の意思を固めたらしく、その故は松月上人の夢想によるとのことであるとの風聞があるとのことを示している。後堀河天皇は、上皇とられて間もなく崩御（文暦元年（一二三四））されていた。鷹司院は、『岡屋関白記』の記主近衛兼経の妹にあたる。出家の背景にある松月上人の夢想とは、ほかならぬ慶政の夢想ということである。その内容は定かではなく、慶政の夢想なのか慶政が出てきた夢想なのか判然とはしないが、鷹司院は出家を決意されたのであろう。この鷹司院の出家については、兄である兼経はほかにも原因があるとの類推をしているが、慶政による夢想という一事は、当時の公家社会の中で、強い影響力をもつものであった。『帝王編年記 卷廿五』⁽³⁴⁾に「鷹司院後堀河院后、猪熊殿女、寛元四年四月廿日於長講堂出家」とあり、鷹司院はこの年二十九歳で出家された。

以上のように、慶政は当時の公家社会にあつて撰閲家をはじめとする貴顕からの帰依をうけていたことがわかるが、『葉黄記』寛元四年十二月十八日条に「□請証月上人受戒、又供養本覚曼荼羅、所勞増氣之間、為修正之本尊、上人便為唱導、聞法随喜銘肝、奉小布青、昨日今所勞頗属減氣」とあり定嗣が慶政上人を請じて、かねて修正の本尊として図絵せしめ、上人に銘を書いてもらった本覚曼荼羅を供養したことがわかる。定嗣は上人の唱導を聞いて随喜し、こののち所労も治まっていたという。この記事から定嗣の隠棲地の葉室と

慶政上人の法華山寺があつた西山とが至近距離にあつたことに注目されて定嗣の慶政への帰依の背景とされる説もあるが、⁽³⁵⁾更に定嗣が家司として仕えた東山殿、九条道家との関係も要因の一つとして考えておく。

先の鷹司院で思い起こされるのが、定嗣の妹鷹司院按察の存在である。この妹については、歌人としても知られる人物で「鷹司院按察子妹、」（宝治二年正月十八日条）と『葉黄記』に記している。その呼び名から鷹司院に仕える女房であつたと考えられる。鷹司院は、後堀河天皇の中宮で、寛元四年に慶政の夢想によつて出家の意思を固められ、同年四月に出家されたことは既に述べたところである。定嗣の妹のひとりには、その鷹司院に仕えていた女房と考えられ、按察は父光親の官名によるものであろう。

また、父光親の室のひとりであつた修明門院大弐が、娘鷹司院按察が出家する際に送った和歌の詞書には「鷹司院按察西山にて世を通れ侍りけるを歎きていひ遣しける」とあり、⁽³⁶⁾西山において鷹司院按察は出家したことがわかるが、ここに見える西山は、兄定嗣が草庵を構え隠棲した西山、あるいは慶政の建立した法華山寺あたりを指す可能性もある。

さて、慶政の入宋費用や、弟子を派遣するなどして行った宋国本土での一切経版本補刻への喜捨、一切経の日本への将来、法華山寺の造営など、多額の用脚を要する諸事業に関しては、いずれかより慶政への経済的援助が行われたはずであるが、その実態については不明である。しかし、近年の牧野和夫の研究によつて、九条家と一切経の将来との関わりなどが明らかとなり、⁽³⁷⁾慶政の入宋や法華山寺の造営などをはじめとする経済的支援は、九条道家が行っていたのではないかと考えられるようになってきている。さらに、法華山寺の慶政の弟子と考えられる千葉寺の了行の存在など、⁽³⁸⁾鎌倉幕府の將軍

となった道家子息頼経周辺の政治勢力との関連も指摘され、道家のもつ政治的・経済的な力が様々な分野に作用していることが明らかとなったのである。このことも慶政の九条家出自説を補強するものといえよう。

一一一 出家とその後

建長二年（一二五一）八月十四日、定嗣は出家した⁽³⁹⁾。法名は心月房定然。この時の様子とその感懐の詩とが、橘成季の編になる『古今著聞集』に所収されていることは既に述べた。『古今著聞集』は、建長六年頃の成立とされている鎌倉中期を代表する説話集であるが、出家の数年後に成ったといういわば同時代の著作に定嗣の出家がとりあげられていること自体、当時の衝撃の大きさを物語っている。その時の詩は前掲のようであるが、六朝時代の晋の詩人陶淵明が四十三歳で帰休したのと同じ歳に、また曾祖父光頼の出家した八月十四日に出家したと述べている。更に「出俗塵人仏道」とあるように、世俗の雑事から解放放たれて仏道に入ったという感懐を敢えて記していることは注目されよう。当時の定嗣は、後嵯峨院政の執権・評定衆・伝奏という要職にあり、『葉黄記』で見る限り多忙な日々を送っていた。こうしたなかでの出家は、かなり強い意思によるものであり、もはや後嵯峨上皇をはじめ周囲の人々によってその思いを止まらせることはできなかった。これより先、定嗣は慶政によって戒を授けられ、慶政との出会いもまた出家の要因の一つでもあったろう。この出家の背景には、兄光俊の子高定を右少弁に任じるために建長二年正月に現官を辞任したことや、病と闘いながら院の執権としての多忙な日々を過ごすことから解放されることを願ったことなどがあつた

のかもしれない。こうして出家した定嗣は、西山を隠棲の地とし、新発意としての生活を送ることとなった。

しかし、出家後も後嵯峨上皇の諮問に与り、院中に入内りしていたらしいことは、近衛基平の日記『深心院関白記』文永五年（一二六八）三月十四日条に「今日一条関白・徳大寺相国入道・花山院大納言・葉室中納言入道等被召院、於小御所、徳政之間事条々有沙汰云々」とみえることから明らかで、同記によればこの年の二・三月の間に数回にわたって院のもとに参じている。こうした事態について、叡尊の『興正菩薩教訓聴聞集』⁽⁴⁰⁾にも「葉室の禅門出家の後、為政道時々被参ける」とみえ、このほか法衣のまま院参することを批判する向きもあつた⁽⁴¹⁾。これら一連の事実は、出家によって政治向から身をひいたとはいえ、後嵯峨上皇の定嗣に寄せる信頼によるものであろう。そして定嗣が後嵯峨院政のいわば良心的存在であつたことは、近衛兼経の日記『岡屋関白記』建長三年八月十四日条に「就中仙洞近臣、蝮蛇與鴉鳥也、为国土不便々々、雖非善人、定嗣卿遁世之後弥如此」とみえ、「院の近臣は、毒のある「まむし」と貪欲な「ふくろう」のような人々ばかりで、国としても残念で善人はいない状況であり、定嗣の遁世の後には、いよいよこのようになってしまった」と嘆息していることから窺うことができるのである。

一二二 叡尊への帰依と晩年

晩年の定嗣は、より仏教に傾倒し、当時慈善事業を行っていた律宗の叡尊より戒を授けられている。叡尊の自叙伝『感身学正記』⁽⁴²⁾文応元年（一二六〇）条に「秋末、葉室中納言定嗣入道法名定然^{心月房}、来臨、被所望出家戒、仍十月

十一日、授沙弥戒、廿一日、授具足戒、其後未年夏中、於当寺内、結夏安居所望深重、自東大寺内古坊、方便得之、年内運渡畢」とあり、同年定嗣からの所望により沙弥戒、続いて具足戒を授け、東大寺の古い坊舎を西山葉室に移築して庵室とし、定嗣は翌年（弘長元年）夏安居を行っている。夏安居が終わってから、定嗣はこの庵室において結界布薩すべきことを叡尊に請うたのである。叡尊は八月一日にこの庵室に至り、翌日『梵網經古迹記』を講じ、庵室を浄住寺（山号は葉室山）と号して結界し、布薩を行ったのである。結界・布薩とは、寺院として清浄な場所として区切るとともに、僧侶が毎月集まり自身を懺悔する会などを開くことをいう。⁽⁴³⁾すなわち、ここに浄住寺は律宗寺院として成立したことを意味する。

同寺のその後の展開については、叡尊率いる律宗教団の山城国第一の拠点となり、寺格は西大寺に次ぐものという。但し、同寺は戦国期に兵火に見舞われ、江戸期には黄檗宗の寺院として再興され現在に至っており、定嗣が開基となった律宗の寺院ではなくなっている。⁽⁴⁴⁾

定嗣が何ゆえに叡尊への帰依に傾斜していったのかは定かではないが、叡尊の行っている慈善事業や厳しい戒律への共感が、定嗣をして叡尊への帰依を促した理由の一つではあるまいか。後嵯峨上皇も、弘長三年（一二六三）叡尊から受戒されるなど叡尊の名声は宮中にまで届いており、それは定嗣の帰依による影響であったのかもしれない。

定嗣は厳しい戒律を守りつつ求道の生活を送り、文永九年（一二七二）七月二十八日、沙弥心月房定然として、この寺で六十五年の生涯を閉じたのである。『尊卑分脈』は、六月二十四日没とするが、ここでは『感身学正記』にみえる七月二十八日説をとる。同記文永九年条には「七月廿八日、葉室浄

住寺定然比丘中納言定嗣禪門、臨終正念卒」とみえる。奇しくもこの年二月十七日、定嗣が永年にわたり奉仕した後嵯峨法皇も崩御されていたのである。

おわりに

以上、鎌倉中期に後嵯峨院政において実務官人として活動した葉室定嗣の生涯の一端を述べてきた。取りあげるべき事項はほかにも数多あったと思われるが、不十分なものとなってしまったことは率直に認めなければならない。定嗣が残した日記『葉黄記』は数年分の記事しか残されていないが、それでも後嵯峨院政下の院評定の様子や上皇の御幸などの晴の生活ぶりなども詳述されており、また定嗣の個人的な生活の一端も垣間見ることができるとなっている。

小稿では詳述できなかったが、院の評定の在り方やその内容など、当該期の公家日記とあわせみることによって後嵯峨院政の実態を詳しく知ることができるため、九条道家周辺の諸問題などともに近年多くの成果を得ている状況にある。

なお『史料纂集 葉黄記 一・二』の主要な底本の南北朝期書写の伏見宮旧蔵本『葉黄記』十五卷（伏・七四九）の書誌的情報については、『同記 二』の解題を参照していただければ幸いである。

『葉黄記』の刊行に先鞭をつけられた、故菊地康明（一九九五年五月二十四日逝去）・故田沼睦（二〇二一年八月十五日逝去）御両氏の学恩に感謝したい。

註

- (1) 当該『葉黄記』は、書陵部所蔵資料目録・画像公開システム上で、モノクロ画像ながら閲覧可能である。また本書等を底本として刊行したものに菊地康明・田沼陸校訂『史料纂集 葉黄記 一』（一九七一年）及び菊地康明・小森正明校訂『同 二』（二〇〇四年、共に統群書類従完成会）があり、小稿での引用はすべて同書の成果による。
- (2) 当該期の朝幕関係や後嵯峨院政については、古くは龍爾『鎌倉時代 上・下』（春秋社、一九五七年）があり、近年では本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』（東京大学出版会、一九九五年）や美川圭『院政の研究』（臨川書店、一九九六年）同『院政 もうひとつの天皇制』（中公新書、二〇〇六年）、高橋典幸『鎌倉幕府と朝幕関係』（『日本史研究』六九五、二〇二〇年）などにより研究は深化している。小稿ではこれらの成果に学びつつ、定嗣個人の小伝執筆を目的としたもので、当該期の政治情勢などを正面から論ずることはできなかった。
- (3) 安井久善『藤原光俊の研究』（笠間書院、一九七三年）による。安井の研究は、定嗣の兄光俊（真観）を対象としたものではあるが、同書「第一章 伝記考証」に詳細な周辺人物の考証がある。安井説はすべて同書による。
- (4) 『新訂増補国史大系 第五十九巻 尊卑分脈 第二篇』（吉川弘文館、一九五九年）一〇五頁。以下の引用は同書による。
- (5) 永積安明・島田勇雄校注『日本古典文学大系84 古今著聞集』（岩波書店、一九六六年）三九九、四〇〇頁。
- (6) 葉室家についての概要は「葉室家」（綾村宏執筆）（『国史大辞典 第12』吉川弘文館、一九九一年）などによる。
- (7) この地域周辺の事項については『京都市の地名 日本歴史地名大系27』（平凡社、一九七九年）の成果による。また筆者は、二〇〇二年十一月に浄住寺を中心とする葉室地域や葉室家墓地と称される一画の現地踏査を行った。
- (8) 『玉藻』は、今川文雄校訂『玉藻』（思文閣出版、一九八四年）による。
- (9) 前掲註(3) 安井著書、三三三頁。
- (10) 『新訂増補国史大系 第三十二巻 吾妻鏡 前篇』（吉川弘文館、一九三二年）七九三頁。
- (11) 早川純三郎編『明月記 第二』（国書刊行会、一九二一年）三三四頁。
- (12) 佐竹昭広・久保田淳校訂『新日本古典文学大系39 方丈記・徒然草』（岩波書店、一九八九年）一二四頁。
- (13) 歌人としての真観についての研究は多く、安井著書のほか、井上宗雄「真観をめぐる―鎌倉期歌壇の側面―」（『和歌文学研究』四、一九五七年）をはじめ福田秀一『中世和歌史の研究』（角川書店、一九七二年）など多数ある。光俊について筆者も「葉室光俊の鹿島社参詣―『夫木和歌集』にみえる詠草をてがかりとして―」（『茨城県史研究』九三、二〇〇九年）で言及したことがある。
- (14) 前掲註(3) 安井著書、六九頁。
- (15) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 民経記 二』（岩波書店、一九七八年）一七八頁。
- (16) 小稿での官歴については、『公卿補任』（『新訂増補国史大系 公卿補任 第二編』吉川弘文館、一九八八年）の記載によっている。
- (17) 前掲註(1) 『史料纂集 葉黄記 二』巻末の人名索引には、為雄・定藤はみえない。
- (18) 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 経俊卿記』（宮内庁書陵部、一九七〇年）三三一、三五五、三八七頁。
- (19) 近年、九条道家とその周辺の問題については、海上貴彦「五撰家分立をめぐる一考察―撰関継承の転換について―」（『鎌倉遺文研究』四六、二〇二〇年）。同「鎌倉期における政務参加―撰関家の政治的転換をめぐる―」（『日本史研究』六九二、二〇二〇年）などがあり、道家については井上幸治「九条道家―院政を布いた大殿」（平雅行編『公武権力の変容と仏教界』清文堂出版、二〇一四年）がある。
- (20) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 猪隈関白記 一』（岩波書店、一九

- 七二年) 八二頁。
- (21) 前掲註(1)『史料纂集 葉黃記 一』所収。
- (22) 三輪眞嗣『御灌頂次第仁壽定殿下』(『金沢文庫研究』三四五、三四六合併号、二〇二一年)。
- (23) 図書寮文庫所蔵『管見記』(全二〇五巻、F一・一) 巻七は「九条道家於南京受戒記」(二条資季「資季卿記」)で、延応元年の道家受戒の記録である。
- (24) 後嵯峨天皇即位の経緯については、前掲註(2) 龍肅『鎌倉時代 下』三七～四一頁。
- (25) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年) 一六九～一七一頁。
- (26) 定嗣の和歌については、安井久善『宝治二年院百首とその研究』(笠間書院、一九七一年) 四四九頁以下に言及されている。
- (27) 大曾根章介「和漢兼作の人々と唱導の大家」(『大曾根章介 日本漢学論集 第一巻』汲古書院、一九九八年)。初出は一九七五年。
- (28) 小稿では言及していないが『葉黃記』中には、評定でとりあげられた様々な条々が記載されており興味深い。ここでは座次相論をとりあげた櫻井彦「鎌倉・室町期公家社会における訴訟 ―寛元四年の座次相論を中心に―」(『日本歴史』七五六、二〇一一年)を成果のひとつとしてあげておきたい。
- (29) 田中久夫『葉黃記』に見える葉室定嗣の信仰の一面(『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』続群書類従完成会、一九七〇年)。この論文は、葉室定嗣の慶政や叡尊への帰依に焦点をあてて考察されたもので、定嗣を正面から論じた成果として貴重であり、小稿も多くの示唆を得ている。
- (30) 平林盛得「慶政上人伝考補遺」(『国語と国文学』四七・一六、一九七〇年)。また宇都宮啓吾「智積院蔵『醍醐祖師問書』について―意教上人頼賢とその周辺を巡って―」(『智山学報』六四輯、二〇一五年)があり、慶政の出自に関する新たな史料の紹介を行っている。ほかに、慶政と将来した一切経については中村一紀「僧慶政と宋版一切経について」(『神奈川県立金沢文庫保管『宋版一切経目録』神奈川県立金沢文庫、一九九八年)がある。
- (31) 前掲註(29) 田中論文、四二二頁。
- (32) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 深心院関白記』(岩波書店、一九九六年) 九七頁。
- (33) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 岡屋関白記』(岩波書店、一九九八年) 七八頁。
- (34) 『新訂増補国史大系 第十二巻 扶桑略記・帝王編年記』(吉川弘文館、一九三二年) 四〇六頁。
- (35) 前掲註(29) 田中論文、四一五頁。
- (36) 『続古今和歌集 雑歌下 1847、1848』(『新編国歌大観 第一巻勅撰集編歌集』角川書店、一九八三年) 三五五頁。
- (37) 牧野和夫「宋版一切経補刻葉に見える「下州千葉寺了行」の周辺」(『東方学報』七三、二〇〇一年)。
- (38) 野口実「了行とその周辺」(『東方学報』七三、二〇〇一年)。
- (39) 前掲註(1)『史料纂集 葉黃記 二』の解題において定嗣の出家年を「翌建長三年」と記したが、これは「建長二年」の誤りであり、お詫びして訂正したい。
- (40) 長谷川誠編著『興正菩薩御教訓聴聞集・金剛仏子叡尊感身学正記』(西大寺、一九九〇年) 所収。
- (41) 東京大学史料編纂所編『大日本古記録 民経記 十』(岩波書店、二〇〇七年) 文永五年九月二十八日条に「葉室入道墨染法衣鉢列朝儀、不甘心事」(九六頁)とみえる。
- (42) 奈良国立文化財研究所編『西大寺叡尊伝記集成』(法蔵館、一九五六年)・細川涼一「感身学正記1・2 西大寺叡尊の自伝」(『東洋文庫』664、901、平凡社、一九九九年、二〇二〇年)。伝記全般については、和島芳男『人物叢書30 叡尊・忍性』(吉川弘文館、一九五九年)による。
- (43) 中村元編『仏教語大辞典 上・下』(東京書籍、一九七五年)「結界」(上巻、三二七頁)、「布薩」(下巻、一一七五頁)。
- (44) 浄住寺については、松尾剛次「葉室浄住寺考」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』二〇〇七年)による。

